

生徒会規約

第1章 総則

- 第1条 この会は高千穂中学校生徒会という。
- 第2条 この会は高千穂中学校生徒をもって組織する。
- 第3条 この会は教師の指導助言のもとに、生徒の自主的活動とお互いの協力によって学校生活を民主化し、社会生活の態度を向上し、より健全な校風を作ることを目的とする。

第2章 役員

- 第4条 この会に次の役員をおく。
会長1名・副会長2名・書記2名・各専門委員長1名ずつ
- 第5条 会長・副会長・書記の5名(以下生徒会総務)は別に定める選挙規定にもとづいて全生徒で選挙し、学校長の承認により任命する。任期は1年とし、再選は妨げない。各専門委員長は、第2学年生徒の中から担当教師の助言のもとに決定する。
- 第6条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 会長はこの会を代表して会務を行い、生徒総会・代表委員会の議決事項を執行することができる。
 - 副会長は会長を助け、会長に事故あるときはその代理をすることができる。
 - 書記は会議・生徒会活動の記録・保管を行う。
 - 各専門委員長は専門委員会の企画・立案・連絡調整を行う。

第3章 組織（機関）

- 第7条 生徒会の目的を達成するために次の会を設ける。
(1)生徒総会 (2)代表委員会 (3)専門委員会 (4)役員会 (5)学級会
- 第8条 それぞれの会は、顧問教師をおきその指導助言をうける。

第4章 生徒総会

- 第9条 生徒総会は、最高の議決機関であり、次のことについて審議する。
- (1) 会則の制定および変更
 - (2) 活動計画および反省
 - (3) 予算編成および決算報告
 - (4) その他必要と思われるもの
- 第10条 生徒総会は1学期に会長がこれを招集する。また会長が必要と認めたときは臨時に招集することができる。

第5章 代表委員会

- 第11条 代表委員会は、役員・各学級代表(学級委員長および副委員長)で構成し、総会に次ぐ議決機関として、活動内容や学校生活全般の問題について審議する。
- 第12条 代表委員会は必要に応じて開く。

第6章 専門委員会

第13条 この会に6つの専門委員会をおき、次の活動をする。

- (1) 学習委員会
学業の向上に関わること
- (2) 生活委員会
安全と生活態度(あいさつ、身なりなど)に関わること
- (3) 美化委員会
美化に関わること
- (4) 文化委員会
文化水準の向上に関わること、図書館や読書に関わること
- (5) 保体委員会
保健・体育に関わること
- (6) 給食委員会
給食に関わること

第7章 役員会

第14条 役員会は、会長・副会長・書記・専門委員長で構成し、本会の企画運営の中心となる。

第8章 学級会

第15条 学級会は、生徒会の全活動との関連のもとに、その学級の生活全般について審議する。

- (1) 代表委員会の決定事項・専門委員会等の申し合わせ事項の実行について
- (2) 学級活動方針の検討と反省、専門委員会の活動方針の検討と反省

第9章 会計

第16条 この会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

第17条 この会の会費は、月額25円とする。

第18条 この会の予算・決算は、本部役員が作成し、代表委員会の審議を経た後、生徒総会の承認を得なければならない。

第10章 附則

第19条 この会の議決は、多数決を原則とする。ただし、規則改正については会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第20条 この会の決議事項および選挙の結果については学校長の承認を得なければならない。

第21条 この規約は、平成20年4月1日より実施する。

平成22年 6月11日一部改定

平成27年 4月 1日一部改定

平成27年 8月26日一部改定

令和 2年 4月 1日一部改定